

答申

「原子力防災情報交換会の資料（議題一覧等）」非公開決定に対する審査請求事案

第 1 審査会の結論

令和 6 年 5 月 14 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が非公開決定を行った公文書は別表のとおり全部公開又は部分公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 6 年 5 月 2 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 30 年度～令和 5 年度の原子力防災の情報交換会に関する資料の一切（電磁的記録や発言内容を記した議事録を含む）」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 6 年 5 月 14 日付けで、原子力防災情報交換会に関する資料及び原子力防災担当者打合せ会に関する資料のうち、「議題一覧」等の資料は、県、他の地方公共団体の相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 5 号に規定する情報に該当するとして、非公開決定（以下「本件処分」という。）した。

また、上記以外の資料は次のとおり決定した。

- (1) 本県が出席していない会議の資料や保存年限が超過している資料
文書不存在として非公開
- (2) 資料中に「他の地方公共団体の担当警察職員の氏名」の記載がある資料
公務員の氏名に係る情報であって、公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する情報に該当するとして部分公開
- (3) 上記(1)及び(2)以外の資料
全部公開

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 6 年 5 月 29 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が本件処分を取り消して、公開を求める本件公文書は次のとおりである。

- (1) 平成 30 年度原子力防災情報交換会の資料のうち資料 3「議題一覧」、資料 4「議題別一覧」、資料 5「議題回答別紙」
- (2) 令和元年度原子力防災情報交換会の資料のうち資料 3「議題一覧」、資料 4「議題別一覧」、資料 4 別紙「さらに聞きたい内容」、資料 5「議題回答別紙」、資料 6「議題 No. 39「さらに聞きたい内容」についての原子力規制庁回答」、参考資料「各議題の議論の流れ」
- (3) 令和 4 年度原子力防災情報交換会の資料のうち資料 2「議題一覧」、資料 3「議題別一覧」、資料 3 別紙「更に聞きたい内容」、参考資料「各議題の議論の流れ」
- (4) 令和 5 年度原子力防災情報交換会の資料のうち資料 2「議題一覧」、資料 3「議題別一覧」、参考資料「各議題の議論の流れ」

2 非公開とした理由

本件公文書は、原子力防災対策を講じている関係道府県の担当間で率直な意見交換を行う場である原子力防災情報交換会（以下、「本件会議」という。）の会議資料であり、情報交換を行う議題及びその議題に対する関係道府県の意見等の情報が記載されている。これらの情報には、検討段階の未成熟な情報も含まれており、具体的な内容を公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、本県及び関係道府県等との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとともに、未成熟な情報による誤解や憶測に基づき国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第 7 条第 2 項第 5 号に規定する情報に該当すると判断し、非公開とした。

第 4 審査請求の内容

1 趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の公開を求めるものである。

2 理由

審査請求人が審査請求書において主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- ・本件会議は、住民の避難を円滑にするためのもので住民のための会議であり、どういう意見があったのかは、避難で自助や公助が求められる住民に知る権利があり、住民が知ることは公益に資する。
- ・避難計画の実行性の向上にあたり、その過程の一部を住民に知らせないのは、住民を無視していることになる。

3 審査請求人の反論

実施機関が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

- ・内閣府が、情報公開請求により「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム第 1 回合同会合(平成 25 年 9 月 13 日開催)」及び「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム（伊方地域）第 1 回会合（平成 25 年 11 月 8 日開催）」、「第 5 回道府県原

子力防災担当者連絡会議（平成 25 年 12 月 13 日開催）」の議事録等を公開したが、住民に誤解や混乱を招くことはなかった。

- ・住民は情報を正しく認識できる能力を備えており、実施機関が主張する「未成熟な情報」に接したとしても誤解や混乱をすることなく正しく理解できる。もし誤解や混乱を招くおそれがあると主張するのであれば、これまでの実施機関の啓発活動には効果がなく無駄だったことになる。
- ・実施機関が防災対策の充実強化のために実施した住民アンケートは、住民に十分な情報を知らせないまま実施しており、真に住民の考えが反映されたものと言えない。

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

審査請求人が公開を求める本件公文書について、実施機関が主張する条例第 7 条第 2 項第 5 号に基づく処分の妥当性を検討した。

【条例第 7 条第 2 項第 5 号】

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。
- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 条例第 7 条第 2 項第 5 号の解釈

条例第 7 条第 2 項第 5 号の一般的な解釈はおおむね次のとおりである。

- ア 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合を想定したものであり、具体的には、審議・検討等における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合等が考えられる。
- イ 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。
- ウ 「特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定のものに不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合をいう。
- エ 「不当に」とは、審議・検討等途中の段階を公にすることの公益性を考慮してもなお、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものであることをいう。

(2) 条例第7条第2項第5号の該当性

本件会議が率直な意見交換の場であるがゆえに、その中身には検討段階の未成熟な情報も含まれるという実施機関の主張は妥当である。しかしながら、本件公文書を構成するすべての情報項目が率直な意見交換の具体的内容を示すものではない。

よって、本件公文書を構成する4か年の資料を種類ごとに分類し、各資料に記載された情報項目一つ一つについて、条例第7条第2項第5号の該当性を検討することとした。

なお、各資料にほぼ共通して記載された情報項目(標題、資料番号、様式名及び頁番号並びに欄の名称(以下、「共通項目」という。))は一括して検討した。

ア 共通項目(平成30年度、令和元、4、5年度)

共通項目は、一般的な資料を作成する際の形式的な情報であり、本件会議の具体的内容を示すものではない。したがって、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認めがたい。よって、条例第7条第2項第5号に該当しないため、公開すべきである。

イ 議題一覧(平成30年度、令和元、4、5年度)

「議題一覧」は、本件会議における議題の一覧で、情報項目として、「番号」欄、議題の属性を示す「大区分」欄、「小区分」欄、「議題」欄、「提案道府県」欄、回答してほしい道府県を示す「回答依頼範囲」欄及び「頁」欄が設けられている。

上記のうち、「番号」欄、「大区分」欄、「小区分」欄、「議題」欄、「回答依頼範囲」欄及び「頁」欄は、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではない。したがって、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認めがたい。よって、条例第7条第2項第5号に該当しないと認められ、公開すべきである。

一方、残る「提案道府県」欄は、「議題」欄と照合することにより、当該道府県が抱える課題が明らかになるとともに、当該課題には検討段階の不確かなものも含まれることを考慮すると、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認められる。よって、条例第7条第2項第5号に該当すると認められ、実施機関の判断は妥当である。

ウ 議題別一覧(平成30年度、令和元、4、5年度)

「議題別一覧」は、議題ごとの提案趣旨及び回答内容の一覧で、資料名を示す表紙のほか、回答個票が議題ごとに作成され、回答個票には情報項目として、「議題番号」欄、「提案道府県」欄、「議題」欄、「趣旨」欄、「提案道府県の状況」欄、「回答道府県」欄及び「回答内容」欄が設けられている。

上記のうち、表紙並びに回答個票の情報項目の「議題番号」欄、「議題」欄及び「回答道府県」欄は、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではない。したがって、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認めがたい。よって、条例第7条第2項第5号に該当しないと認められ、公開すべきである。

一方、残る「提案道府県」欄、「趣旨」欄、「提案道府県の状況」欄及び「回答内容」欄は、「議題」欄と照合することにより、当該道府県が抱える課題が明らかになるとともに、当該課題には検討段階の不確かなものも含まれることを考慮すると、公にした場合、不当

に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認められる。よって、条例第7条第2項第5号に該当すると認められ、実施機関の判断は妥当である。

エ さらに聞きたい内容(令和元、4年度)

「さらに聞きたい内容」は、議題ごとの追加質問及び回答内容の一覧表で、情報項目として、「順番」欄、「議題 No. と議題」欄、「大区分」欄、「提案道府県」欄、「回答を求める道府県等」欄及び「さらに聞きたい内容」欄が設けられている。また、令和元年度分には、参考として、「当日議論における発言道府県/国 一覧」が添付され、情報項目として、「順番」欄、「議題番号」欄、「提案道府県」欄、「議題」欄及び「さらに聞きたい道府県/国」欄が設けられている。

上記のうち、「さらに聞きたい内容」の「順番」欄、「議題 No. と議題」欄及び「大区分」欄並びに添付資料「当日議論における発言道府県/国 一覧」の「順番」欄、「議題番号」欄及び「議題」欄は、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではないため、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認めがたい。よって、条例第7条第2項第5号に該当しないと認められ、公開すべきである。

一方、残る「さらに聞きたい内容」の「提案道府県」欄、「回答を求める道府県等」欄及び「さらに聞きたい内容」欄並びに添付資料「当日議論における発言道府県/国 一覧」の「提案道府県」欄及び「さらに聞きたい道府県/国」欄は、「議題」欄と照合することにより、当該道府県が抱える課題が明らかになるとともに、当該課題には検討段階の不確かなものも含まれることを考慮すると、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認められる。よって、条例第7条第2項第5号に該当すると認められ、実施機関の判断は妥当である。

オ 議題回答別紙(平成30年度、令和元年度)

「議題回答別紙」は、議題ごと、道府県ごとの添付資料一覧で、情報項目として、「議題 No.」欄、「道府県名」欄、「添付資料名」欄、「資料 No.」欄及び「頁」欄が設けられている。また、令和元年度分には、前述の「添付資料名」欄記載の資料が添付されている。

上記のうち、「議題 No.」欄、「資料 No.」欄及び「頁」欄は、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではないため、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認めがたい。よって、条例第7条第2項第5号に該当しないと認められ、公開すべきである。

一方、残る「道府県名」欄、「添付資料名」欄及び当該添付資料は、「議題 No.」と照合することにより、当該道府県が抱える課題が明らかになるとともに、当該課題には検討段階の不確かなものも含まれることを考慮すると、これらを公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認められる。よって、条例第7条第2項第5号に該当すると認められ、実施機関の判断は妥当である。

カ 原子力規制庁に対する質問とその回答(令和元年度)

「原子力規制庁に対する質問とその回答」は、上記エの「さらに聞きたい内容」について、原子力規制庁に対する質問を抜き出したもので、「議題 No.」、「さらに聞きたい内容」、「提案道府県名」及び「原子力規制庁回答」が記載されている。

上記のうち、「議題 No.」は、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではないため、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認めがたい。よって、条例第7条第2項第5号に該当しないと認められ、公開すべきである。

一方、残る「さらに聞きたい内容」、「提案道府県名」及び「原子力規制庁回答」は、「議題」と照合することにより、当該道府県が抱える課題が明らかになるとともに、当該課題には検討段階の不確かなものも含まれることを考慮すると、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認められる。よって、条例第7条第2項第5号に該当すると認められ、実施機関の判断は妥当である。

キ 参考資料 各議題の議論の流れ(令和元、4、5年度)

「参考資料 各議題の議論の流れ」は、本件会議を円滑に進行するため、議論の流れを会議参加者に示したものである。これは各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではないため、公にした場合、不当に率直な意見交換が妨げられるおそれや県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという実施機関の主張は認めがたい。よって、条例第7条第2項第5号に該当しないと認められ、公開すべきである。

(3) 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 1 月 23 日	審査会（第1回審議）
令和 7 年 3 月 3 日	審査会（第2回審議）
令和 7 年 5 月 16 日	審査会（第3回審議）
令和 7 年 7 月 18 日	審査会（第4回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏名	現職	備考
豊島 徳子	元人権擁護委員	
牧本 公明	松山大学法学部准教授	
光信 一宏	愛媛大学法文学部教授	会長

別表

非公開文書(情報項目)		公開○ 非公開×	該当年度 (注)
各文書 共通項目	標題(上部中央)、資料番号・様式名(上部右)、頁番号(下部中央)	○	①②③④
	欄の名称	○	
議題 一覧	番号	○	①②③④
	大区分	○	
	小区分	○	
	議題	○	
	提案道府県	×	
	回答依頼範囲	○	
	頁	○	①②
議題別 一覧	表紙	○	①②③④
	議題番号	○	
	提案道府県	×	
	議題	○	
	趣旨	×	
	提案道府県の状況	×	
	回答道府県	○	
	回答内容	×	
さらに 聞きたい 内容	順番	○	②③
	議題No.	○	
	議題	○	
	大区分	○	
	提案道府県	×	
	回答を求める道府県等	×	
	さらに聞きたい内容	×	
議題 回答別 紙	議題No.	○	①②
	道府県名	×	
	添付資料名	×	
	資料No.	○	①
	頁	○	①②
	添付資料	×	②
原子力 回答 規制 庁	議題No.	○	②
	さらに聞きたい内容	×	
	提案道府県名	×	
	原子力規制庁回答	×	
発 言 当 日 議 論 参 考 に お け る 一 覧	順番	○	②
	議題番号	○	
	提案道府県	×	
	議題	○	
	さらに聞きたい道府県/国	×	
[参考資料]各議題の議論の流れ		○	②③④

(注) ①平成30年度 ②令和元年度 ③令和4年度 ④令和5年度